

○鹿児島大学大学院医歯学総合研究科附属南九州先端医療開発センター共催の  
セミナー実施に関する申合せ

令和4年7月5日  
南九州先端医療開発センター運営委員会決定

(趣旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学大学院医歯学総合研究科附属南九州先端医療開発センター(以下「センター」という。)が鹿児島大学の教員が主催するセミナーに関する共催の許可について、必要な事項を定める。

(対象)

第2 センターが共催を許可するセミナーについては、当該セミナーの内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 橋渡し研究に関連すること。
- (2) 産学連携に関連すること。
- (3) シーズ開発研究に関連すること。
- (4) 医療開発に繋がる優れた研究に関連すること。
- (5) その他センター長が適当と認める内容であること。

(申請)

第3 共催の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として当該セミナー開催予定日の4週間前までに申請書(別記様式第1号)にセミナーの概要がわかる資料を添えて、センターに申請しなければならない。

(許可)

第4 センター長は、第3の申請書を受理したときは、許可又は不許可を決定するものとする。

(支援内容)

第5 センターは、共催を許可したセミナーに対して、センターの予算の範囲内において、次の経費の一部又は全額の支援を行うことができるものとする。ただし、第1号の支援は、鹿児島大学大学院医歯学総合研究科に所属する教員が主催するセミナーに限る。

- (1) 講師への謝金
  - (2) Zoomウェビナーの使用料
- 2 前項第2号の支援を受けたセミナーは、センターが管理するアカウントを使用して開催するものとする。
- 3 セミナーの開催に当たり前2項以外の事項については、申請者の責任のもと行うものとする。